【規程番号　神女短Ⅳ－003】

神戸女子短期大学部長候補者選考規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学部局長規程第４条及び第７条の規定に基づき、学長が短期大学部長を任命するにあたり、短期大学部長候補者（以下「候補者」という。）の選考について必要な事項を定めるものとする。

（選　考）

第２条　候補者の選考は、学長自ら行うことを基本とする。

２　学長が必要と認めた場合には、教授会の意見を参考とするため、教授会に対し、候補者に関する意向投票を依頼することができる。

（選考事由及び時期）

第３条　候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当したときに行う。

(1) 短期大学部長の任期が満了するとき。

(2) 短期大学部長の辞任の申出を学長が承認したとき。

(3) 短期大学部長が欠員になったとき。

２　選考は、前項第１号に該当する場合には任期満了の日の２か月前までに、また、前項第２号又は第３号に該当する場合には速やかに行うものとする。

（意向投票の方法等）

第４条　第２条の意向投票は、定足数を満たす教授会において行う。

２　意向投票について、被意向投票人は教授会の構成員の教授で、意向投票を行う年度末に満 68 歳以下の者とし、意向投票人は教授会の構成員の教授、准教授、助教及び講師とする。

３　意向投票は、前項に規定する被選挙者全員を対象に、単記無記名投票により行い、その結果を学長に報告する。なお、教授会に対しては、複数票を獲得した者の氏名のみを公表する。

４　意向投票の実施に関して必要な事項は、部局長等会議の意見を聴き、学長が定める。

（改　廃）

第５条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和２年 10 月 22 日から施行する。